

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財
源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案

参照条文 目次

○ <u>東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の 確保に関する特別措置法 e-Gov 法令検索</u> (抄)	1
○ <u>東日本大震災復興基本法 e-Gov 法令検索</u> (抄)	5
○ <u>財政法 e-Gov 法令検索</u> (抄)	7
○ <u>特別会計に関する法律 e-Gov 法令検索</u> (抄)	8

平成二十三年法律第百十七号

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 財政投融资特別会計からの国債整理基金特別会計への繰入れ（第三条・第三条の二）

第三章 日本たばこ産業株式会社、東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替等（第四条―第五条の二）

第四章 復興特別所得税

 第一節 総則（第六条―第十一条）

 第二節 個人の納税義務（第十二条―第二十五条）

 第三節 法人の納税義務（第二十六条・第二十七条）

 第四節 源泉徴収（第二十八条―第三十一条）

 第五節 雑則（第三十二条・第三十三条）

 第六節 罰則（第三十四条―第三十九条）

第五章 復興特別法人税

 第一節 総則（第四十条―第四十六条）

 第二節 課税標準（第四十七条）

 第三節 税額の計算（第四十八条―第五十二条）

 第四節 申告、納付及び還付等（第五十三条―第五十九条）

 第五節 雑則（第六十条―第六十三条）

 第六節 罰則（第六十四条―第六十八条）

第六章 復興債の発行等（第六十九条―第七十一条）

第七章 復興特別税の収入の用途等（第七十二条―第七十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から令和七年度までの間において実施する施策（以下「復興施策」という。）に必要な財源を確保するための特別措置として、財政投融资特別会計からの国債整理基金特別会計への繰入れ並びに日本たばこ産業株式会社、東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の株式の所属替等の措置を講ずるとともに、復興特別所得税及び復興特別法人税（以下「復興特別税」という。）を創設するほか、当該財源についての公債の発行に関する措置等を定めるものとする。

第三章 日本たばこ産業株式会社、東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替等

（日本たばこ産業株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替等）

第四条 特別会計法附則第二百二十五条第四項の規定により財政投融资特別会計の投資勘定に帰属した日本たばこ産業株式会社（以下この項において「会社」という。）の株式のうち、会社が発行している株式（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この項において同じ。）の総数の三分の一を超えて保有するために必要な数を上回る数に相当する数の株式は、同勘定から無償で国債整理基金特別会計に所属替をするものとする。

2 政府は、前項の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした株式については、できる限り早期に処分するものとする。

（東京地下鉄株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替）

第五条 東京地下鉄株式会社法（平成十四年法律第百八十八号）附則第十一条の規定により政府に無償譲渡された東京地下鉄株式会社の株式（日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）附則第二十四条第二項の規定により政府が譲り受けた帝都高速度交通営団に対する出資持分に相当するものに限る。）は、一般会計から無償で国債整理基金特別会計に所属替をするものとする。

（日本郵政株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替）

第五条の二 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第三十六条第十一項の規定により政府に無償譲渡された日本郵政株式会社の株式の総数の三分の一を超えて保有するために必要な数を上回る数に相当する数の株式は、一般会計から無償で国債整理基金特別会計に所属替をするものとする。

第六章 復興債の発行等

（復興債の発行）

第六十九条 政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項の規定にかかわらず、復興施策に要する費用（以下「復興費用」という。）のうち平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）に計上された費用の財源については、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 平成二十三年度の当初予算に計上された基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる費用を同年度の一般会計補正予算（第1号）において東日本大震災に対処するために必要な財源を確保するために減額した経緯に鑑み同年度の一般会計補正予算（第3号）に計上された当該費用は、復興費用とみなして前項の規定を適用する。

3 平成二十三年において、一般会計補正予算（第3号）の作成後に、新たに補正予算を作成する場合において当該補正予算に復興費用が計上されるときは、当該復興費用の財源について、第一項の規定を適用する。

4 政府は、平成二十四年度から令和七年度までの各年度において、財政法第四条第一項の規定にかかわらず、復興費用の財源については、各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

5 第一項、第三項及び前項に規定する復興費用の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。

6 財政法第四条第一項ただし書の規定は、第一項、第三項及び第四項に規定する復興費用については、適用しない。

第七章 復興特別税の収入の使途等

（復興特別税の収入の使途等）

第七十二条 平成二十四年度から令和十九年度までの間における復興特別税の収入は、復興費用及び償還費用（復興債（当該復興債に係る借換国債を含む。次条、第七十四条第一項及び附則第十八条において同じ。）の償還に要する費用（借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもって充てられる部分を除く。）をいう。以下同じ。）の財源に充てるものとする。

2 平成二十四年度から平成二十七年までの間における第三条の規定による財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金及び平成二十八年度から令和四年度までの間における第三条の二の規定による財政投融资特別会計投資勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金は、償還費用の財源に充てるものとする。

3 次に掲げる株式の処分により令和九年度までに生じた収入は、償還費用の財源に充てるものとする。

一 第四条第一項の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした日本たばこ産業株式会社の株式

二 特別会計法附則第二百八条第四項の規定により国債整理基金特別会計に帰属した東京地下鉄株式会社の株式

三 第五条の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした東京地下鉄株式会社の株式

四 第五条の二及び特別会計法附則第十二条の二の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした日本郵政株式会社の株式

五 特別会計法附則第十二条の三の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした日本郵政株式会社の株式

4 前三項に規定する収入のほか、平成二十三年度から令和九年度までの各年度において、国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入であって国会の議決を経た範囲に属するものは、復興費用及び償還費用の財源に充てるものとする。

平成24年2月10日 施行 現在施行

復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号） 閣法

Law RevisionID:423AC1000000076_20120210_423AC0000000125

平成二十三年法律第七十六号

東日本大震災復興基本法

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 基本的施策（第六条—第十条の二）

第三章 削除

第四章 復興庁の設置に関する基本方針（第二十四条）

附則

第一章 総則

（基本理念）

第二条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- 一 未曾有の災害により、多数の人命が失われるとともに、多数の被災者がその生活基盤を奪われ、被災地域内外での避難生活を余儀なくされる等甚大な被害が生じており、かつ、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に支障を及ぼしている等その影響が広く全国に及んでいることを踏まえ、国民一般の理解と協力の下に、被害を受けた施設を原形に復旧すること等の単なる災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策及び一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として行われる復興のための施策の推進により、新たな地域社会の構築がなされるとともに、二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指して行われるべきこと。この場合において、行政の内外の知見が集約され、その活用がされるべきこと。
- 二 国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力並びに全国各地の地方公共団体の相互の連携協力が確保されるとともに、被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと。この場合において、被災により本来果たすべき機能を十全に発揮することができない地方公共団体があることへの配慮がされるべきこと。
- 三 被災者を含む国民一人一人が相互に連帯し、かつ、協力することを基本とし、国民、事業者その他民間における多様な主体が、自発的に協働するとともに、適切に役割を分担すべきこと。

四 少子高齢化、人口の減少及び国境を越えた社会経済活動の進展への対応等の我が国が直面する課題や、食料問題、電力その他のエネルギーの利用の制約、環境への負荷及び地球温暖化問題等の人類共通の課題の解決に資するための先導的な施策への取組が行われるべきこと。

五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。

イ 地震その他の天災地変による災害の防止の効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを進めるための施策

ロ 被災地域における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生を図るための施策

ハ 地域の特色ある文化を振興し、地域社会の絆^{きずな}の維持及び強化を図り、並びに共生社会の実現に資するための施策

六 原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興については、当該災害の復旧の状況等を勘案しつつ、前各号に掲げる事項が行われるべきこと。

昭和二十二年法律第三十四号

財政法

財政法目次

- 第一章 財政総則
- 第二章 会計区分
- 第三章 予算
 - 第一節 総則
 - 第二節 予算の作成
 - 第三節 予算の執行
- 第四章 決算
- 第五章 雑則
- 附則

第一章 財政総則

- 第四条** 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。
- ② 前項但書の規定により公債を発行し又は借入金をなす場合においては、その償還の計画を国会に提出しなければならない。
- ③ 第一項に規定する公共事業費の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。

平成十九年法律第二十三号

特別会計に関する法律

目次

- 第一章 総則
 - 第一節 通則（第一条—第二条）
 - 第二節 予算（第三条—第七条）
 - 第三節 決算（第八条—第十条）
 - 第四節 余裕金等の預託（第十一条・第十二条）
 - 第五節 借入金等（第十三条—第十七条）
 - 第六節 繰越し（第十八条）
 - 第七節 財務情報の開示（第十九条・第二十条）
- 第二章 各特別会計の目的、管理及び経理
 - 第一節 交付税及び譲与税配付金特別会計（第二十一条—第二十七条）
 - 第二節 地震再保険特別会計（第二十八条—第三十七条）
 - 第三節 国債整理基金特別会計（第三十八条—第四十九条）
 - 第四節 財政投融资特別会計（第五十条—第七十条）
 - 第五節 外国為替資金特別会計（第七十一条—第八十四条）
 - 第六節 エネルギー対策特別会計（第八十五条—第九十五条）
 - 第七節 労働保険特別会計（第九十六条—第一百七条）
 - 第八節 年金特別会計（第百八条—第百二十三条）
 - 第九節 子ども・子育て支援特別会計（第百二十三条の二—第百二十三条の十八）
 - 第十節 食料安定供給特別会計（第百二十四条—第百三十七条）
 - 第十一節から第十四節まで 削除
 - 第十五節 特許特別会計（第百九十三条—第百九十七条）
 - 第十六節 削除
 - 第十七節 自動車安全特別会計（第二百十条—第二百二十一条）
 - 第十八節 東日本大震災復興特別会計（第二百二十二条—第二百三十三条）

第三章 雑則（第二百三十四条）

附則

附 則 抄

（日本郵政株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替）

第十二条の二 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第三十八条第五項の規定により政府に無償譲渡された日本郵政株式会社（次条において「会社」という。）の株式の総数の三分の二に当たる株式は、国債の償還に充てるべき資金の充実に資するため、一般会計から無償で国債整理基金特別会計に所属替をするものとする。

第十二条の三 一般会計に所属する会社の株式のうち、会社の発行済株式の総数の三分の一を超えて保有するために必要な数を上回る数に相当する数の株式は、国債の償還に充てるべき資金の充実に資するため、一般会計から無償で国債整理基金特別会計に所属替をするものとする。

（国債整理基金特別会計法の廃止に伴う経過措置）

第二百八条 附則第六十六条第一号の規定による廃止前の国債整理基金特別会計法（次項において「旧国債整理基金特別会計法」という。）に基づく国債整理基金特別会計（以下この条において「旧国債整理基金特別会計」という。）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧国債整理基金特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、国債整理基金特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

- 2 旧国債整理基金特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十二条ただし書又は旧国債整理基金特別会計法第八条の規定による繰越しを必要とするものは、国債整理基金特別会計に繰り越して使用することができる。
- 3 旧国債整理基金特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧国債整理基金特別会計に所属する国債整理基金は、国債整理基金特別会計に所属する国債整理基金として組み入れられたものとみなす。
- 4 この法律の施行の際、旧国債整理基金特別会計に所属する権利義務は、国債整理基金特別会計に帰属するものとする。
- 5 前項の規定により国債整理基金特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同会計の歳入及び歳出とする。